

交通安全情報

～令和8年 No.17～



令和8年8月18日発行
旭川方面本部交通課

令和8年9月1日から
生活道路の法定速度が引き下げられます！

60 km/h → 30 km/h

生活道路とは？

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない道路のことです。

法定速度引き下げの目的は、生活道路における歩行者や自転車の安全を守り、重大な交通事故を防止するためです。

～ドライバーの皆様へ～



決められた速度の範囲内であっても、民家や商店、通学路、カーブが多い場所や、雨や霧などで視界が悪い場合などは、状況に応じて安全な速度で運転しましょう。

また、歩行者や自転車がいる場合も速度を落として、相手に道を譲るなど、思いやりを持った運転を心がけましょう。



さらに詳しく知りたい方は
右のQRコードから
警察庁ホームページをチェック！

